

# 鹿屋市第 3 期教育大綱

令和 7 年度～令和 11 年度

鹿 屋 市

## 1 大綱策定の趣旨

2015年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めるものとされ、大綱の策定にあたっては、総合教育会議を設け協議することとされたところです。

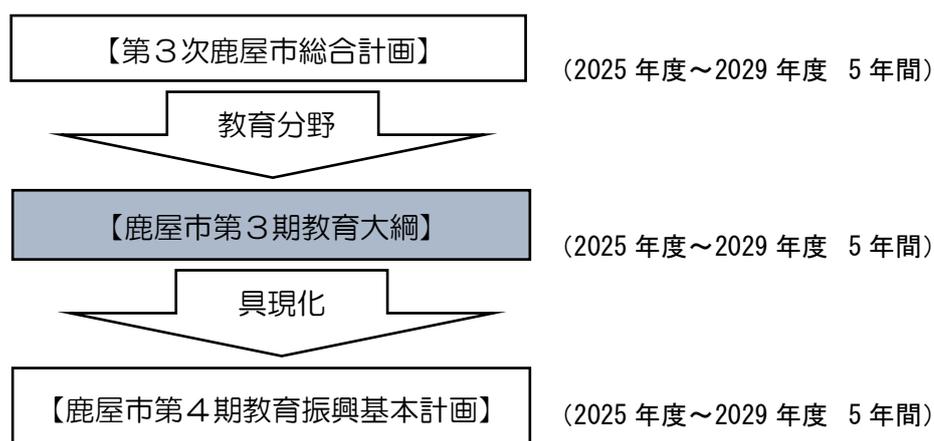
本市においては、2015年5月に鹿屋市総合教育会議を設置し、これまで2020年3月までを期間とする「鹿屋市第1期教育大綱」、2025年3月までを期間とする「鹿屋市第2期教育大綱」を策定し、教育施策を進めてきました。

「鹿屋市第3期教育大綱」は、第2期大綱の期間が終わることから、国や県の教育振興基本計画を参酌し、教育を取り巻く環境の変化や本市教育行政における現状や課題を踏まえるとともに、第3次鹿屋市総合計画との整合を図り、時代の潮流にふさわしい新たな教育施策の展開を図るための総合的な指針として策定したものです。

## 2 大綱の位置づけ及び期間

鹿屋市第3期教育大綱は2025年3月に策定した第3次鹿屋市総合計画などを踏まえて、本市の教育に関する総合的な施策の大綱として策定しました。また、この大綱を具現化する実施計画として、鹿屋市第4期教育振興基本計画を位置付けています。

なお、鹿屋市第3期教育大綱の期間は、第3次鹿屋市総合計画との整合を図るため、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間とします。



※鹿屋市第4期教育振興基本計画は、鹿屋市第3期教育大綱を具現化した実施計画

## 【 基本理念 】

### 未来を創る心豊かでたくましい人づくり

～夢や希望を叶え、幸せや生きがいを感じられる地域や社会を目指して～

現代は、将来の予測が困難な時代と言われており、人口減少や少子化・高齢化が進行する中で、地球規模の課題や子どもの貧困、社会に対する意識の希薄化などが社会の課題として継続的に掲げられています。こうした中、教育においては、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育てていくことや、個人が獲得し達成する幸福感だけでなく、人とのつながりや協働によって得られる幸せや生きがいについても、向上させていくことが求められています。

このような理念の下、学校教育の充実により、児童・生徒の確かな学力の向上、健やかな心身の育成や規範意識、社会性の涵養などを図るとともに、生涯学習・社会教育の充実を通して、家庭や地域の教育力を高め、シビックプライドを醸成することで、未来を創る心豊かでたくましい人づくりを目指します。

## 【 基本目標 】

### (1)未来を切り拓く力を培う教育の創造

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、将来の予測が困難な時代において、未来を切り拓き持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考する力を育てることが重要です。

このため、本市のこどもたちの教育には、新しい社会へ主体的に参画し、新しい社会を創造していく上で基盤となる資質・能力の育成とともに、心身ともに健康な生活を送るための基礎を培う、知、徳、体を調和的に育む教育を推進します。

児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で持続可能な社会の創り手となる人材を育成します。また、教育デジタルトランスフォーメーション（教育DX）を推進し、ICT機器やデジタル教材の活用のみならず、校務や働き方改革も含めた教育内容の重点化や教育リソースの最適化を図ります。

## (2)地域とともに活躍できる生涯学習社会の実現

いつの時代にあっても、誰もが幸せに生きるとともに、社会や地域で自らの役割と責任を果たし、生き生きと活躍できるようにしていくことは教育の基本です。教育を通じて全ての人が持つ可能性を開花させることで、一人ひとりが活躍し、地域でのつながりによる幸せや生きがいを感じながら、豊かで安心して暮らせる平和な社会の実現を目指すことが求められています。

そこで、多様化・高度化する学習ニーズに対応するために、教育DXの一環としてデジタル技術を活用し、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実等により、生涯を通じて自ら主体的に学習できる学習機会の提供、あらゆる立場の人が学習活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

社会教育においては、学校や家庭、地域や企業等が連携・協働して人づくり、地域づくりを進める社会を目指し、地域課題の解決へ主体的に取り組む意識を涵養することで、地域コミュニティの基盤強化を図ります。

文化芸術では、心豊かで多様性に溢れ、創造的で活力ある社会を構築するため、市民が生涯を通じて文化芸術に触れられる機会の充実や主体的に文化芸術活動に参加できる場を提供し、文化の香り高いまちづくりを進めます。

史跡や民俗芸能などの文化財は地域の財産として確実に次代へ引き継ぐとともに、地域の伝統文化への参画や保存継承のための活動を通じ、地域とのつながりを深め、郷土愛を育み、未来を創る人材の育成を推進します。

また、誰もが生涯にわたり日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができ、体力の維持向上や健やかな心身を育む環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。

(施策の体系)

基本理念：未来を創る心豊かでたくましい人づくり

～夢や希望を叶え、幸せや生きがいを感じられる地域や社会を目指して～

基本目標	施策の方向性	施策
1 未来を切り拓く力を培う 教育の創造	(1) 未来の創り手となる資質・ 能力を育む教育の推進	① 確かな学力の向上 ② 英語教育・国際理解教育の推進 ③ 特別支援教育の推進 ④ キャリア教育の推進 ⑤ 教育の情報化の推進 ⑥ 環境教育の推進 ⑦ 郷土教育の推進 ⑧ 幼児教育の充実 ⑨ 主権者教育の推進 ⑩ 消費者教育の充実 ⑪ 福祉教育・ボランティア活動の推進
2 地域とともに活躍できる 生涯学習社会の実現	(2) 互いに尊重し、豊かな心と 健やかな体を育む教育の推進	① 道徳教育の充実 ② 生徒指導の充実 ③ 人権教育の充実 ④ 体験活動の充実 ⑤ 読書活動の推進 ⑥ 文化芸術学習の推進 ⑦ 食育の推進 ⑧ 健康教育の充実 ⑨ 体力・運動能力の向上
	(3) 信頼され、地域と協働する 学校づくりの推進	① 学校経営の充実 ② 教職員の資質向上 ③ 働き方改革の推進 ④ 開かれた学校づくり ⑤ 安全・安心な学校づくり ⑥ 学びのセーフティネットの充実 ⑦ 学校規模適正化の推進 ⑧ 学校施設の長寿命化推進 ⑨ 安全・安心な学校給食の推進 ⑩ 市立高等学校・看護専門学校の活性化 と魅力づくり
	(4) 心豊かな人間性を培う生涯 学習の推進	① 学習環境の整備 ② 学習機会の充実 ③ 学習推進体制の充実 ④ 人権教育と啓発の推進 ⑤ 平和教育の推進
	(5) 開かれつながる社会教育の 充実	① 青少年育成活動の充実 ② 成人教育の充実 ③ 家庭教育の充実
	(6) 市民文化の振興・伝承と 生涯スポーツの振興	① 文化芸術活動の促進と鑑賞機会の充実 ② 文化財の保存・活用・伝承 ③ スポーツ活動の推進 ④ スポーツ交流の推進